

人 材 紹 介 契 約 書

2021 年 4 月 1 日
株式会社テザリング

第 2 条（報酬）

1. 被採用者が自己都合により入社後 3 ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から 1 ヶ月未満	100%
入社から 3 ヶ月未満	60%
入社から 6 ヶ月未満	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む退職勧奨による退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

以上